その他の優遇制度（税）

地域＼優遇措置	法人税の控除	法人税・所得税の特別(割増)償却	事業税の免除（３ヵ年）	不動産取得税の免除 ※1	固定資産税の免除等	特別土地保有税の非課税
過疎地域	×	○	○	○	○	○
グリーンアジア国際戦略総合特区	○	○	×	○	○ ※一部の市町	×
地域経済牽引事業	○	○	×	○	○ ※一部の市町	×

※いずれかを選択

※1．不動産取得税の免除は、直接事業の用に供する部分にのみ適用されます。

詳細については国税は福岡国税局（092-411-0031）もしくは最寄の税務署に、
県税は福岡県総務部税務課（092-643-3062）もしくは最寄の県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問い合わせください。